

市長の伊賀じまん



— 生き方の知恵としての忍術 —

忍術はもともと伊賀の「暮らしの文化」、いわば生きていくための知恵でした。忍者たちは知恵を応用して、それぞれの主君に仕え、忍術を産業としてきました。アニメや漫画などの中で魔術のように描かれていますが、科学の目で見ると、心理学や物理学などとして捉えることができます。今でいう学術の集大成であり、それを生活に生かしていました。

忍術の教科書に「萬川集海」という本があります。

決して怪しい本ではなく、科学の本だといえます。伊賀も甲賀もこの教科書を使用していました。

現在、市、三重大学、商工会議所が連携して行っている三重大学伊賀連携フィールドでは、忍術を現代の生活にどう役立てられるのかを学問として研究しています。そこから、生



◀ 「萬川集海」の写本
(伊賀流忍者博物館所蔵)

▶ 薬研。薬効のある植物や鉱物をすりつぶして薬を作るための道具。



活のヒントが見つかるのではと期待しています。

実は、私たちも忍術を使っています。例えば、けがをしたとき、道端の植物をもんで貼ったことはありませんか。ドクダミ草やゲンノショウコなどを薬として使ったことはないでしょうか。伊賀の昔からの家には薬研がありました。各家庭では、薬研を使って、家庭薬を作っていました。私の祖父の家も戦前に秘伝(笑)の口中薬を作っていたので、子どもの頃は、残されていた薬を使って口内炎を治していました。これは薬学であり、当時の人々は経験から生きていくための知恵(忍術)として身につけていたといえます。

今年、伊賀市は、「伊賀流忍者の精神と食文化」をテーマに、ミラノで開催されている国際博覧会に今年28日から3日間出展します。ミラノ博を訪れる方に伊賀の文化や食をアピールすることも、現代における忍術のひとつかもしれません。私たちの生活の中に隠れている忍術文化に由来するものを探してみるのもおもしろいのではないのでしょうか。(伊賀市長 岡本 栄)

コラム

自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例～住民自治のしくみ(概要編)～

今回は、第4章「住民自治のしくみ」(第21～第37条)の概要を説明します。この章では、住民自治の定義と実際に住民自治を行うために必要な組織や法令上の権限などを定めています。

第1節「住民自治」(第21条～第23条)

住民自治とは、自治会・ボランティア・事業者・まちづくり活動に参加する人などが、コミュニティの形成ができる一定の地域(小学校区など)で、市民が主役となつたまちづくりを行う活動をいいます。市民は住民自治活動に参加するように努めるものとしており、市はその活動を尊重し必要に応じて支援することとしています。

第2節「住民自治協議会」(第24条～第28条)

地域の皆さんが住民自治を行うために、自発的に設立する組織のことです。その地域に住む人や、団体、事業者など誰でも参加できることなどが設立の条件で、協議会には「諮問権」「同意権」などの権利が与えられています。

※住民自治協議会の詳細は次回説明します。

第3節「地域振興委員会」(第29条～第32条)

住民自治協議会が設立されていない地域で、地域の事情を考慮することが必要な市の事務を審議する機関として設置されます。

第4節「住民自治地区連合会」(第33条～第35条)

支所の区域内で複数の住民自治協議会が設置される場合は、その区域内の住民自治協議会または地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会が設置されます。市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定などについて意見を述べます。

第5節「住民自治活動を補完する機構」(第36・37条)

市は、住民自治活動を支援するための市民活動支援センターや、市民により近いところで支援するための支所を設置することとされています。また、市長は関係のある事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならないとしています。

今回は、「住民自治協議会」を、より詳しく説明します。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

介護相談員だより

介護保険施設のサービス向上をめざして

市では、介護保険施設などのサービスを向上させるために、介護相談員を派遣しています。市から委嘱された介護相談員は、相談員の受け入れを希望している介護保険施設などを訪問しています。

現在、7人の相談員が市内24カ所の施設を月に1～2回訪問し、職員や利用者にお会いしています。

利用者の話を聴く中で、生活の様子や施設の状態、職員の活動などを把握して、利用者の希望やもう少し工夫の必要な点があれば施設と相談して、利用者がよりよく生活できるように取り組んでいます。



これからも、利用者の皆さんが尊厳をもって楽しく生活していただけるように活動していきます。

◀介護相談員キャラクターの
くーちゃん

【問い合わせ】

介護高齢福祉課 ☎ 26-3939 FAX 26-3950

伊賀線だより



「ギャラリー列車」をご存じですか？



「ギャラリー列車」は、伊賀線活性化協議会が伊賀線の魅力づくりのひとつとして平成17年度から始めたもので、これまでたくさんのお子様も参加いただき、今年で11年目を迎えます。

毎年、子どもたちが楽しく過ごしている様子がわかる元気いっぱいの絵や個性豊かな絵の展示のほか、企画展も開催しています。

今年度は6月17日(水)からの運行を予定しています。どの列車にどこの幼稚園や保育所(園)が展示しているのかなと思ったら、伊賀鉄道のホームページをご覧ください。ギャラリー列車に乗って、普段とは違った伊賀鉄道での過ごし方を楽しんでみてはいかがでしょうか。

※今月から隔月で「伊賀線だより」をお届けします。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9672
伊賀鉄道(株)総務企画課 ☎ 21-0863
<http://www.igatetsu.co.jp/>

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

出産・育児と仕事の両立に必要なものは — 契約監理課 —

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

皆さんの家族が産科を受診し、「妊娠3カ月ですって」と電話をかけてきたとしたら、心から「よかったね。おめでとう」と言うことでしょうか。では、職場の同僚もしくは部下からの報告だったとしたら、どのように反応するでしょうか。祝福の言葉をかけながらも、「えっ、この忙しいときに休むの?」と少し当惑した気持ちになりませんか。

2010(平成22)年に実施された国立社会保障・人口問題研究所による出生動向基本調査によれば、出産のため退職した女性の割合は43.9%で、前回調査時より増加しています。退職の理由には、体調不良、仕事と育児の両立に対する不安、育児に専念したいなどがあると思いますが、職場に迷惑がかかるからと退職を選ぶ人も多いのではないのでしょうか。そのほかにも、妊娠・出産に関してのいやがらせであるマタニティハラスメントを受けて退職に追い込まれたケースもあると報道されています。

確かに、産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務など、仕事と家庭生活の両立支援の制度は充実してきています。しかし、周囲に制度を利用することに肯定的な雰囲気がないと、本人はなかなか利用しづらいものです。私自身は、約1年の育児休業取得後、1日6時間の勤務をしていますが、ありがたいことに、勤務終了時間を過ぎても仕事を続けていると、「帰らんでいいの?」と声をかけてくれます。仕事を片付けなければという思いと、子どものために早く帰らなければという思いで焦ることもよくありますが、上司や同僚の温かい理解と協力が救われています。

女性が妊娠・出産や育児のために退職することなく、働き続けるためには、制度の充実だけでは十分ではありません。出産・育児と仕事の両立に対する家族や地域の支援、そして何よりも、一緒に働く人の理解と協力が最も重要ではないのでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jjinken-danjo@city.iga.lg.jp へ